

平成 24 年 9 月 20 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 22-61-01 号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成 24 年 2 月 3 日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職が淀川区長に対して次のような措置をとらせてことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

1 所管する小口支払基金前渡資金について、保存期間内にある平成 20 年度以降の小口支払基金出納決議簿に記載のある個々の決議ごとに、不適正な事務処理がなかったかどうかの確認調査を行った。この調査に当たっては、勧告で指摘されている紛失簿冊分についても可能な限り復元した。

その結果、資金前渡受領者に事前に了承を得ることなく物品購入等を行ったもの、職員の立替及び立替後の補填の期間が遅延したもの、小口支払基金残高が不足しているにもかかわらず執行したもの、小口支払基金からの執行に適さない物品購入等の不適正な事務処理が確認された。

これらについては、公費支出の適正性、立替分の未払いがない旨の確認といった必要な措置をとった。

2 これらの事務処理は、職員の立替の慣例化、適正な事務処理に対する知識不足等が原因であることから、平成 24 年 3 月及び 5 月に、資金前渡受領者等を対象に小口支払基金の取扱について研修を実施し、事業担当者に対しては、各課において研修受講者から周知等の研修を実施した。

このほか、規定に沿った事務処理を継続して行えるよう淀川区役所独自の帳票を作成した。

3 文書管理システム上に簿冊登録しているデータと現存している簿冊との照合等を行ったが、勧告で指摘されている紛失簿冊を除き、公文書の登録漏れ、紛失等は認められなかった。

また、公文書の適正な管理について、文書主任会議や課長会で周知徹底を行うとともに、全職員に注意喚起を行った。

（参考）勧告の内容

淀川区長に対して次のような措置をとらせるよう、勧告する。平成 24 年 5 月末日までに必要な措置を完了し、本委員会へ措置状況を報告すること。

なお、本件の調査経過に鑑み、公益通報に係る調査については、正確な認識、理解のもとに行うとともに、改善措置については適切に講じたうえで報告するようにされたい。

- （1）所管する小口支払基金前渡資金の管理・運用に当たり、同基金の事務処理に関する規則等に照らして、不適正な事務処理がなかったか、今一度検証し、不適正な点が確認された場合は、速やかに必要な措置をとること。
- （2）小口支払基金の制度を理解させるため、同基金前渡資金を管理するすべての資金前渡受領者、事務処理担当者、事業担当者に対して、同基金の制度徹底と同基金前渡資金の適正な運用についての研修を行うこと。
- （3）文書や簿冊の紛失が生じないように、公文書の管理について改善を行うこと。